

令和6年度 静岡県立総合病院 シャトルバス運行業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下、「甲」という。）と●●●●●●●
●●●（以下、「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（契約の目的と基本的義務）

第1条 甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

2 甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力をを行う。

（契約の目的及び範囲）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）委託業務の内容

甲の職員駐車場（中央高校前駐車場（静岡市葵区城北））を利用する職員の送迎に係るシャトルバスの運行業務とし、詳細は、別紙「静岡県立総合病院シャトルバス運行業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める。

（2）車両

ア 車両 甲の所有車両

イ 定置場 静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院内

（委託契約期間）

第3条 この契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙はこの契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（シャトルバス運行業務実施報告書の提出）

第5条 乙は、各日の業務終了後に、シャトルバス運行業務実施報告書を甲に提出しなければならない。

（委託料及び支払方法）

第6条 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として
金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 委託料の支払いは月額で、次に掲げるとおりとする。

各月業務終了後	
金	円
（うち消費税及び地方消費税額	円）

3 乙が甲の依頼により業務時間外に委託業務を実施した場合は、1時間につき金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を委託料に加算して支払う。

4 前項における業務時間数は1か月を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

5 甲は請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

- 第7条** 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。
- 2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。
- 3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

- 第8条** 乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

(現場責任者等)

- 第9条** 乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

- (1) 委託業務の処理
(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

(事故報告)

- 第10条** 乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(立会及び監督)

- 第11条** 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況について監督することができる。

(秘密の保持)

- 第12条** 乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第13条** 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

- 第14条** 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得るものとする。

(契約の解除)

- 第15条** 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

- 2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が、委託契約期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認められるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。
- (2) 甲がこの契約について乙の不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- 3 前項のほか、甲は乙が次の(1)から(7)のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる

きる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第16条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(委託料の処理)

第17条 第15条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 小西 靖彦

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

静岡県立総合病院シャトルバス運行業務仕様書

1 概要

この仕様書は、静岡県立総合病院シャトルバス運行業務委託契約書第2条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

2 概要・目的

甲の職員駐車場（中央高校前駐車場（静岡市葵区城北））を利用する職員の送迎に係るシャトルバスを運行するものである。

3 疑義

仕様書その他に関する疑義の点は予め契約前に明確にしておくものとし、契約後疑義を生じた場合は甲の指示に従わなければならない。

4 業務の原則

- (1) 本業務は、契約書、設計書及び仕様書に基づいて、監督員の指示に従い誠実に実施しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係する諸法令を遵守し、乙の負担と責任において行うものとする。
- (3) 業務の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合はただちに甲に報告し、協議の上、速やかに所要の措置を行うものとする。

5 損害補償

業務は誠意をもって慎重に行うものとし、万一構造物又は機器に損害等を与えた場合は、速やかに甲に連絡して指示を受けると共に、乙の責任において事故復旧するものとする。

6 業務日時

原則として平日の午前7時から9時まで及び午後5時30分から午後6時30分までとする。

ただし、甲の都合により、時間外であっても運行業務を依頼する場合がある。

7 運行区間

中央高校前職員駐車場（静岡市葵区城北字水崎216番1～2、217番、219番、220番1）と甲の所在地の間（別添図面のとおり）

8 現場管理

業務中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することは勿論、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に作業を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任において処理することとする。

9 業務従事者

- (1) 乙は業務に当たり十分な技術・経験を有する運転手1名を派遣する。
- (2) 派遣した運転手が著しく不適当と認められた場合、乙は契約解除事由に相当すると認識し、誠意をもって対応するものとする。
- (3) 乙は契約後速やかに、業務に従事させようとする者の履歴書の写し1部を甲に提出すること。

10 業務従事者の変更

- (1) 乙は業務従事者に変更がある場合には、直ちにその旨を甲へ報告すること。
- (2) 乙は業務従事者が負傷、疾病、その他の理由により業務に従事することができない場合が生じた時は、直ちにその旨を甲へ報告するとともに、速やかに他の業務従事者に業務を代替させ、業務の遂行に支障のないようにすること。

11 業務内容

- (1) 別紙1の様式に従い、運行前点検を実施する。

(2) シャトルバス運行本数及び時刻は下記のとおりとする。なお、往復の経路は原則として別添図面のとおりとするが、道路状況や天候等により柔軟に変更すること。

中央高校前発	総合病院着
7：10	7：20
7：30	7：40
7：50	8：00
8：10	8：20
8：40	8：50

総合病院発	中央高校前着
17：30	17：40
17：50	18：00
18：10	18：20

(3) 必要に応じて給油を行こと。

(4) シャトルバス運行終了後、別紙2の様式によりシャトルバス運行業務実施報告書を作成する。

(5) 業務終了後、守衛室にバスの鍵を返却するとともに、別紙1の日常点検表、別紙2のシャトルバス運行業務実施報告書及び給油レシートを提出する。

12 車両取扱い上の留意事項

乙は、業務遂行中に設備の不備あるいは異常が認められたとき、又は事故等が発生した場合は、直ちにその旨を甲へ報告するとともに、甲の指示により遅滞なくその処理に当ること。なお、費用については甲乙協議のうえ決定する。

13 費用負担

- (1) シャトルバス運行に必要な燃料費は甲の負担とする。
- (2) 業務従事者の人件費及び研修費は乙の負担とする。

14 その他

この仕様書に記載のない事項は、関係法令の定めるところによる外、甲乙協議して決定する。

日 常 点 檢 表

令和 年 月 日 時実施

登録番号

使用者氏名

印

点検箇所	点検内容	良否
1. ブレーキ	1. ブレーキ、ペダル踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力のあがり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷のないこと。 3. 異常な摩耗がないこと。 * 4. 溝の深さが十分であること。	
3. バッテリー	* 1. 液量が適当であること。	
4. 原動機	* 1. 冷却水の量が適当であること。 * 2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。 * 3. エンジン・オイルの量が適当であること。 * 4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 * 5. 低速及び加速の状態が適当であること。	
5. 灯火装置及び方向指示器	1. 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ又は損傷がないこと。	
6. ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	* 1. ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 * 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。	
7. エア・タンク	1. エア・タンクに凝水がないこと。	
8. 運行において異常が認められた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。	

(注) *印の点検は、該当自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことでも足りる。

課長	係長	係員	担当

シャトルバス運行業務実施報告書

運行日	令和 年 月 日()		給油量	リットル	
勤務者			従事時間①	時 分 ~ 時 分	
			従事時間②	時 分 ~ 時 分	
使用前	km	使用後	km	走行距離	km
報告事項					

駐車場発	遅延	乗車人員	残人数	病院着	遅延	7:10頃 天候
7:10		人	人	7:20		晴れ
7:30		人	人	7:40		大雨
7:50		人	人	8:00		雨
8:10		人	人	8:20		少雨
8:40		人	人	8:50		曇り
						駐車台数
						8:40 台
病院発	遅延	乗車人員	残人数	駐車場着	遅延	17:30頃 天候
17:30		人	人	17:40		晴れ
17:50		人	人	18:00		大雨
18:10		人	人	18:20		雨
						少雨
						曇り
						駐車台数
						18:20 台
乗車人数計						

不審車両(あれば車両No.、車種等)	長期駐車車両(あれば車両No.、車種等)

シャトルバス運行経路（往復）

